

糸魚川市地域福祉計画

安心と充実のまちづくり



平成19年3月

糸魚川市

ごあいさつ

「地域福祉の推進」のため、平成15年4月に社会福祉法の地域福祉計画に関する規定が施行され今年で4年が経過しようとしておりますが、当系魚川市におきましても、新市の地域福祉推進の指針としてこの度、地域福祉計画を策定いたしました。

新系魚川市総合計画も平成19年度を初年度としてスタートし、“翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち”の実現に向けたまちづくりを市民の皆さんと共に進めてまいりたいと考えております。

総合計画の基本計画では、健康福祉面において「すこやか やすらぎ 支え合いのまちづくり」のテーマを掲げ、福祉面では 子どものすこやかな成長支援 高齢者への支援 地域で支え合う福祉の推進などを実施することとしております。

地域においては、日常生活に支援を必要とされる方々が適切な援助を受け、市民誰もが安心して充実した生活が送れるように行政、関係機関、地域が一体となって関わる大切事です。

また、地域の課題解決には、きめ細かな地域の互助・共助の力が必要でありますことから、本計画でも「地域の取り組み」で掲げておりますが、各地域組織におかれましては「支え合いのできる地域の組織化」をテーマとした地域づくりの話し合いを積極的に進めていただきたいと切に願うものであります。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様を始め、市議会並びに策定委員の方々に心から感謝申し上げます。

平成19年3月

系魚川市長 米田 徹

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	2
(1)	地域福祉計画とは	2
(2)	地域福祉計画の必要性	3
2	計画の性格と位置づけ	3
(1)	個別計画との関係	3
(2)	地域福祉活動計画との関係	3
3	計画の期間	5
第2章	計画の取り組み方向	
1	地域の現状と課題	6
(1)	高齢者を取り巻く状況	6
(2)	障害者を取り巻く状況	6
(3)	児童を取り巻く状況	7
(4)	その他の要支援者を取り巻く状況	7
2	課題解決に向けて	8
(1)	基本理念	8
(2)	基本目標	9
第3章	地域福祉施策の展開	
1	安心して生活できる地域づくり	10
(1)	福祉活動の推進	10
	人材育成	10
	地域組織の活性化	11
	地域での健康づくりの推進	12
(2)	サービスの積極的な提供	12
	サービスの情報提供	12
	相談体制づくりの推進	13
	利用者の権利擁護	13
(3)	専門機関との連携	14
(4)	各種福祉施策の推進	15
	地域での高齢者支援	15
	地域での障害者支援	15
	地域での子育て支援・保育	16
	地域でのその他の支援	17
2	充実した生活を送ることができる地域づくり	18
(1)	生活環境の整備	18
(2)	福祉教育の推進	19
(3)	ボランティア活動等への支援	19
《資料》	糸魚川市地域福祉計画策定委員名簿	20

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の生活課題やそれを解決するために必要なサービスの内容等を示すとともに、サービスを確保するための具体的な方法を明らかにする計画です。

地域の生活課題として、時代の変遷と共に都市部への人口移動と中山間地域の過疎化の進行、核家族化、更には住民意識の変化に伴い、家庭や地域の相互に支え合う機能が弱まってきています。そして、そのことにより社会的な支援を必要とする状態に直面した場合に解決が難しくなるという課題が生じています。

このような中で、福祉サービスの提供にあっては、行政だけで対応するには限界があり、「行政依存型」から行政・民間・団体それぞれの役割分担を明確にした「協働推進型」に移行しなければならない状況になっています。

具体的には、地域に住む一人ひとりが自治会、PTA、ボランティア活動等、様々な機会を通じて相互関係を作り、一緒に地域のことを考え、活動することにより新しいつながりを築いていくなど、地域コミュニティを再生する取り組みが求められています。

少子高齢化の進行と福祉ニーズの増大・多様化により、家庭や地域の中で安心して生活していくためには、地域社会がかつて持っていた「支え合いの力」の再生や、地域社会全体で支えていく「新しい仕組みづくり」が必要です。

私たちが住んでいる地域の中で、多様に広がっている福祉ニーズをとらえなおし、自助・共助・公助の連携と役割分担をどのように行っていくかを話し合う中で、福祉を通じた地域の活性化を図ることを目的に、地域福祉計画を策定することといたしました。

【社会福祉法より抜粋】

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 地域福祉計画の必要性

少子・高齢化や相互扶助機能の弱体化など、家族や地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域に住む住民が相互に助け合い、様々な活動に積極的に参加していくことによって、誰もがその人らしく安心して生活をおくることのできる地域社会をつくることますます重要になっています。

平成12年6月に制定された社会福祉法において、「地域福祉の推進」が基本理念の一つに挙げられ、県及び市町村において地域福祉計画の策定が位置づけられたところです。

地域福祉計画を策定することは、地域福祉の推進役である県及び市町村が施策を総合的かつ計画的に推進するための重要なステップとなるものであり、地域の実情に応じた計画を自主的、主体的に策定することが強く求められています。

新潟県では、平成18年3月に「健康福祉ビジョン」を策定し、「～生き生きと元気に、心豊かに安心して～輝いて暮らせる健康長寿の新潟県づくり」をメインテーマに事業を展開しております。福祉面では、コミュニティ（地域）で支える福祉支援として「(1)自立と参加を支える基盤づくり、(2)共生・共助の基盤づくり」を重点施策に掲げております。

このような中で、当市においても県の健康福祉ビジョンと整合性を図り、地域福祉推進のための計画策定を行うものです。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 個別計画との関係

高齢者、障害のある人、児童などの保健・福祉分野については、個別分野のそれぞれの計画で、具体的な事業や施策の展開を示しています。

本計画は、これらの個別計画との整合と連携を図る中で、地域福祉に関係する施策の展開を示すものです。

(2) 地域福祉活動計画との関係

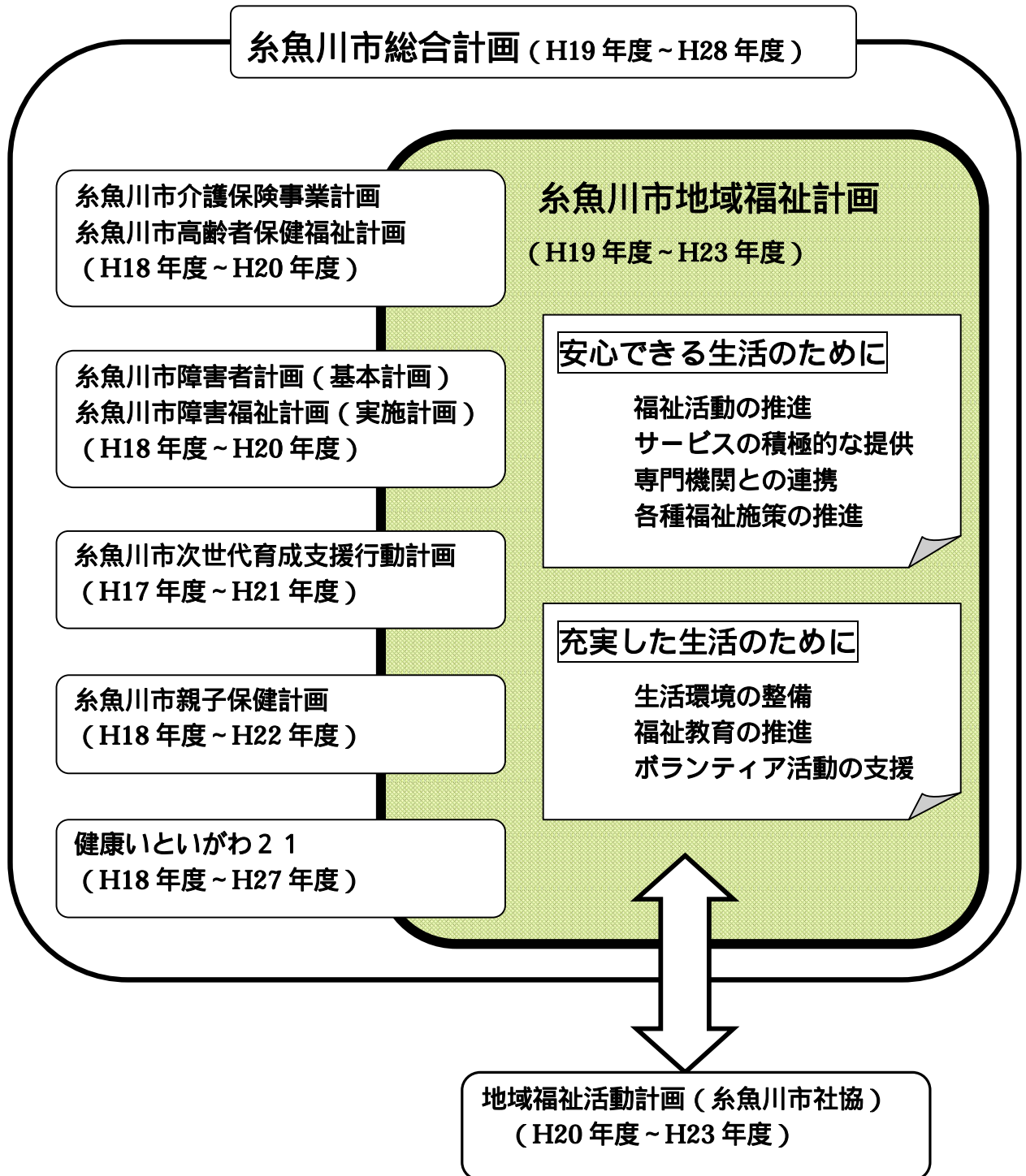
社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉の推進を計画的に行うための活動・行動計画です。

地域福祉計画は、市民と行政の協働により実現をめざす地域福祉の理念と体制づくりの指針を示すものであり、地域福祉活動計画の方向性を示します。

社会福祉協議会

社会福祉法（2000年6月施行）において、社会福祉に関する事業・活動を行うことにより「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明文化されている社会福祉法人。通称は「社協」（本計画でも「社協」と省略して表記する箇所があります。）社会福祉を目的とする事業の企画・実施、住民の活動参加のための援助、社会福祉事業に関する調査・普及・宣伝・連絡調整及び社会福祉事業の健全な発達を図るための事業等を行うこととされています。

個別計画との関係図

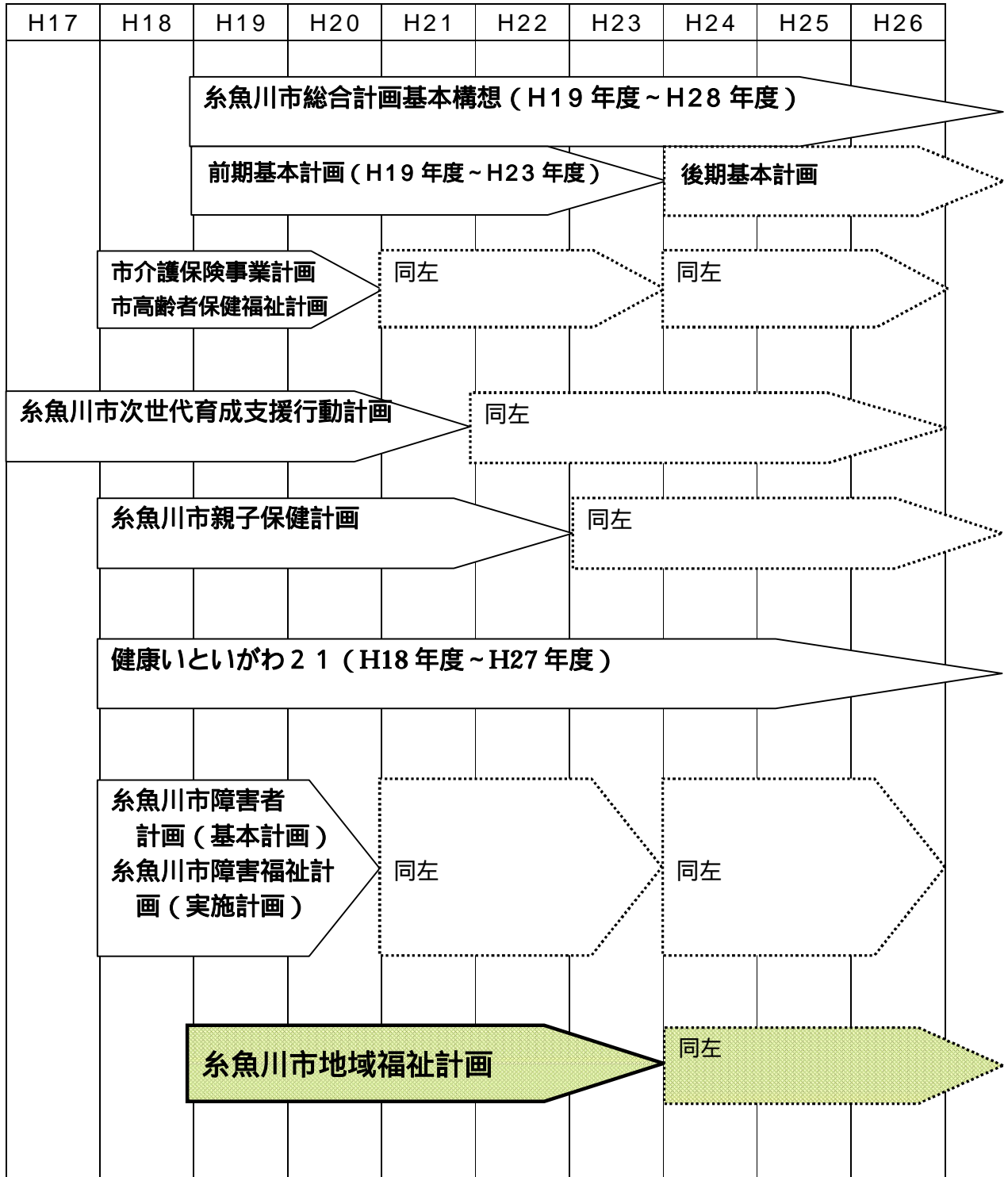


社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉の推進を計画的に行うための活動・行動計画です。

3 計画の期間

本計画は、平成19年度を始期とし、23年度を終期とする5年計画とします。
 社会情勢の変化や地域福祉政策の動向などを踏まえて必要に応じ計画を見直します。
 他計画との関係は次のとおりです。

市町合併：平成17年3月19日



第2章 計画の取り組み方向

1 地域の現状と課題

(1) 高齢者を取り巻く状況

糸魚川市の高齢化率は、平成18年4月1日現在30.7%で、今後さらに増加傾向にあります。高齢化率に比例し要介護高齢者の増加も予想されるため、積極的な介護予防や高齢者の健康づくりが必要です。

老人クラブでは、市の補助事業により高齢者の充実した生活づくりのための地域交流活動や社会参加活動に取り組んでいます。

地域支え合いの推進策として、協力体制の仕組みづくりを社会福祉協議会事業「ふれあいのまちづくり事業(小地域ネットワーク事業)」等を通して実施していますが、県補助事業が終了した後は事業展開が低調となっているのが実情です。

また、冬期間の除雪支援協力体制や災害時での要援護者支援体制も地域の理解と自主的活動により整備する必要があります。

一般的に高齢者は日中家にいることが多く、家族がいない時間帯に訪問または電話を利用した詐欺などの被害に遭う場合があることから、地域と警察、行政が協力して被害防止対策を推進しなければなりません。

高齢者に関する相談体制としては、社会福祉協議会が定期的に実施する「心配ごと相談」等のほか、民生委員児童委員や地域包括支援センター等により随時相談対応にあたっていますが、今後、権利擁護や成年後見制度等に関する相談も増加することが予想されます。

行政、社協職員をはじめ関係機関の相談受入れに対する職員研修の必要性は言うまでもありませんが、相談される人に対する受入れ環境等の適切な配慮が必要です。



(2) 障害者を取り巻く状況

障害者が自立して、地域で普通に暮らせるまちづくりを進める必要があることから、障害者自立支援法に沿った施策を実施しているところですが、当市では障害者手帳保持者が年々増加する傾向にある中、障害者の就業機会の確保、及び作業所やデイサービス等の通所施設整備が求められています。また、本人及び家族から将来の生活への不安が強く出されています。

このことは、障害者が地域で生活することに対する住民の受入れ認識が乏しく、障害者の生活を助け合おうという支援・扶助意識が弱いことが要因の一つと思われます。障害者や家族が安心して生活できるためには、地域住民の障害者に対する理解を深め、地域ぐるみで支え合う仕組みをつくる必要があります。

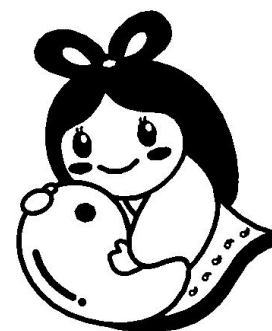
(3) 児童を取り巻く状況

核家族化や近隣との関係の希薄化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化し、子育てについて身近に相談者がいない状況などから、子育てに対する不安やストレスを抱え、子育て放棄や児童虐待等を引き起こす原因にもなっています。

また、地域で不審者から子供を守るための対策や危険区域の点検等、児童への安全対策が欠かせない状況です。

言葉や身体の発達に心配のある児童や保護者に対し、「ことばの相談室」や「ささゆり教室」を設置して療育指導を行っています。今後は障害の重度化や発達障害のある児童への支援など一人ひとりの状態にあった治療や指導、訓練を行う必要があります。

糸魚川市では福祉事務所に家庭児童相談員を配置し、日常的な子育て相談の受入れや支援を行っているほか、子育て支援センターによる育児相談指導・情報提供(糸魚川) 同年代の親子の交流及び指導員による子育て相談を行う「かるがも教室(青海)」や児童館活動(能生)など地域事情に合わせて子育て支援を実施していますが、支援体制の充実や利用の促進を図る必要があります。



(4) その他の要支援者を取り巻く状況

母子家庭が増加傾向にある中、就業する母親の多くは臨時・パートであることから、企業においては適正な労働条件の確保や働きやすい就業形態への改善が求められています。

また、子育て支援についても多様な母子家庭ニーズに対応できる施策が必要となっています。

低所得による生活困窮者に対する支援策として、生活福祉資金等の貸付事業(窓口は社会福祉協議会)があります。この事業は借り入れ内容等に一定の制限がありますが、経済的自立や社会参加の一助になることから、民生委員児童委員を通じて利用されています。

また、資産や能力を活用しても最低限度の生活水準を保てない場合、生活保護により生活扶助のほか教育、住宅、医療等の扶助を受けることができます。

生活保護世帯については年々増加傾向にありますが、近年、働くことが可能な年齢層も増えてきており、こうした被保護者を就労に結びつけることが課題となっています。

一方、ホームレス対策としては市内に対象者が殆ど見当たらない状況にあり、市独自の制度は特にありませんが、行旅者への交通費支給事業を実施しています。

DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害に遭った女性に対する支援として、緊急避難措置や相談で県女性福祉相談所等の支援があります。

平成18年度から糸魚川市内に「女性相談室」を設け、月1回程度ですが女性の直面する様々な悩みや問題について相談に応じていますが、回数や受入れ時間に制限があることが今後の課題です。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる身体的(又は精神的・性的)暴力。(DV防止法では、女性に対する暴力だけでなく男性に対する暴力も対象としていますが、被害者の多くが女性であることから、その対策が課題となっています。)

2 課題解決に向けて

(1) 基本理念

住み慣れた地域で誰もが安心して充実した生活ができることを願っています。しかし一方では生活様式や住民ニーズの多様化により、行政による諸施策だけでは住民要望が満たされていないのが現実です。

地域社会で誰もが心豊かに暮らすためには、ノーマライゼーションの理念に基づく個人の尊厳の重視と社会連帯の考え方のもとに、住民相互による支え合いのまちづくりが必要です。

また、地域住民の手による居住地域づくり、地域の住民が共にふれあい、助け合って生活できる地域づくりが必要な時代となってきています。

行政サービスの充実と共に、地域での「見守り」や「支え合いの仕組み」を創るなど、住民自身が地域福祉の担い手となって行動することで、誰もが安心して心豊かな充実した生活を営むことができるものと考えます。

こうしたことから、糸魚川市においては次のことを計画の基本理念としてかけ、福祉を通じた地域づくりの実現を目指します。

基本理念

1. 安心して生活できる地域づくり
2. 充実した生活を送ることができる地域づくり

ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、「社会的な不利を負う人々が社会で特別な扱いを受けることなく、他の人々と共に社会生活を営んでいけることこそノーマル(正常)」という考え方です。つまり、障害のある人をはじめ、誰もが地域の中であたりまえの暮らしができる社会をめざそうという理念です。

(2) 基本目標

基本理念に従って次のとおり具体的な施策目標を定め、計画を推進します。

1) 安心して生活できる地域づくり

1. 福祉活動の推進

人材育成

地域組織の活性化

地域での健康づくりの推進

は計画期間中の重点項目とします。

2. サービスの積極的な提供

サービスの情報提供

相談体制づくりの推進

利用者の権利擁護

3. 専門機関との連携

4. 各種福祉施策の推進

地域での高齢者支援

地域での障害者支援

地域での子育て支援・保育

地域でのその他の支援

2) 充実した生活を送ることができる地域づくり

1. 生活環境の整備

2. 福祉教育の推進

3. ボランティア活動等への支援

第3章 地域福祉施策の展開

この章では、基本目標に掲げたそれぞれの項目について具体的な展開施策としてまとめました。各項目に対する取り組み施策については、行政と地域の取り組むべき内容を「行政の取り組み」「地域の取り組み」に区分した形になっています。

特に、地域の取り組みに期待されるものも多く、この計画の上では地域への呼びかけ、提言となっておりますが、これからの地域福祉活動の指針として是非とも地域で取り組んでいただきたいものです。

1. 安心して生活できる地域づくり

(1) 福祉活動の推進

人材育成

安心して生活できる地域づくりに必要なことの一つとして福祉活動の推進が挙げられます。住みよい地域づくりを目指した各種の事業や活動への参加により、支え合い、助け合いの心が育まれることから、社会のために自分のできることの第一歩としてボランティア活動に取り組むなど、地域の福祉活動を支える人づくりを進める必要があります。

〔行政の取り組み〕

高齢者、障害のある人、子育て中の親への援助活動などを行うボランティアを育成するため、各種ボランティア講座やリーダー養成講座を開催します。

ボランティア・NPOの自主的な活動を通し人材を育成できるよう支援します。

重点項目

各種ボランティア講座やリーダー養成講座の開催

〔地域の取り組み〕

ボランティア・NPOについて理解と連携を深めましょう。

ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

地域組織の活性化

住み慣れた地域の中で安心して生活できる地域社会を築いていくためには、地域住民による地域や組織ぐるみでの支え合い、助け合いが不可欠です。そのため、地域やそれぞれの組織にあったネットワークのあり方について話し合い、相互に助け合うシステムや、その環境づくりを進める必要があります。

〔行政の取り組み〕

自治組織の活動や子ども会、老人クラブ、女性団体、自主防災組織、地域づくり団体、地区社協等、幅広い生活支援コミュニティ活動を支援します。

区、町内会を始め NPO、地域活動団体の協力を得て地域福祉ネットワーク組織や災害時住民支え合い体制の整備を支援します。

市地域防災計画の周知、及び国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインに沿った避難支援プランの作成、周知に努めます。

重点項目

小地域ネットワーク事業（社協への補助）

- ・ モデル地区の選定と事業実施（5か年計画：6箇所）

〔地域の取り組み〕

老人クラブ等の友愛訪問、ふれあいデイサービス、子供たちとのあいさつ運動、子育て支援活動等、日常的な見守り、ふれあい・支え合い活動を実践しましょう。
（社協の小地域ネットワーク事業等で相互扶助機能の充実、協働意識の醸成）
区、町内会での災害時住民支え合い体制（自主防災組織）を確立しましょう。
地域福祉の向上には、地元住民だけでなく地元企業や事業所の理解と支援が必要です。積極的に協力しましょう。

小地域福祉ネットワーク事業（地区社協での取り組み）

地域内の様々な機関の協力を得ながら、ネットワークの力により「安否確認活動」や「生活支援活動」等に取り組む。

〔安否確認活動〕

- ・ 日常的な声かけや電話、定期的な訪問による見守り等

〔生活支援活動〕

- ・ 炊事や掃除・ゴミ出し等の家事援助、外出の付き添い、集会所を利用したサロン活動等

地域での健康づくりの推進

安心して生活するためには、健康はかけがえのないものであり、市民一人ひとりにあった健康づくりを進めることが大切です。

このため、自分の健康は自分で守るという自覚を促すと共に、保健・医療・福祉及び生涯学習等が連携した健康づくりを推進します。

〔行政の取り組み〕

地域の身近な会場で高齢者対象の運動教室や健康づくりの講座を開催するとともに、講師の派遣などにより地区や地域活動団体の健康づくり活動を支援します。健康診査事業の普及により、生活習慣病等の早期発見と治療促進に努めます。

〔地域の取り組み〕

地域住民の健康の維持増進を図るため、各種保健・健康づくり事業の実施について連携し、協働して取り組みましょう。

(2) サービスの積極的な提供

サービスの情報提供

利用者にあった福祉サービスを自ら選択し、利用するためには、サービスの内容などの情報が適切に提供されることが必要です。また、地域で自立して生きるためには福祉サービスに止まらず保健や医療のサービスを含めた分かりやすい情報がいつでもどこでも入手でき、活用できることが必要です。

〔行政の取り組み〕

福祉サービスについて、広報、情報誌、インターネットのホームページ等を積極的に活用し、情報の提供に努めます。

情報機器の活用推進をはじめ、障害者や高齢者に配慮した情報提供を推進します。

- ・日常生活用具としての情報機器の給付
- ・ボランティアによる市広報のテープ録音・貸出サービス

〔地域の取り組み〕

地域福祉サービス等の情報については、内容を理解し、多くの人に広めましょう。

相談体制づくりの推進

地域の生活課題には介護や子育ての問題のほか、家庭内の暴力や青少年の問題、アルコール依存、ひきこもり、虐待などの問題、リストラや倒産による失業、生活困難といった問題も出現しており、それぞれの問題が相互に複雑に絡んでいる場合も少なくありません。

こうした状況に対応するには、相談内容に応じて適切に担当窓口につながるよう関係機関が連携・協力し、総合的に課題解決に取り組む体制が必要です。

また、夜間の相談対応についても実施機関や体制等を検討する必要があります。

〔行政の取り組み〕

民生委員児童委員や相談員の研修等による相談技術の向上を図ります。

内容に応じて適切に担当窓口につながるよう相談機能の一層の充実を図ります。

高齢者や障害者に関する相談体制の整備を行い、情報提供に努めます。

〔地域の取り組み〕

民生委員児童委員、地域包括支援センター、在宅介護支援センターなど地域には相談のできる機関や相談員が配置されています。まずは気軽に相談してみましょう。

利用者の権利擁護

福祉サービスを利用するうえで、判断能力が不十分な利用者の権利が守られる制度などの環境が整備され、活用されることが必要です。

サービス利用者の立場に立って、利用者を保護する地域福祉権利擁護事業 や成年後見制度 が十分に活用できるよう、制度の周知を図っていくことが重要です。

〔行政の取り組み〕

判断能力が不十分な人々が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助などのために社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業について、積極的な活用を促します。

〔地域の取り組み〕

福祉サービスの利用にあたっては、内容確認と利用者負担等の確認をしましょう。金銭及び財産管理について不安な場合は、社会福祉協議会に相談しましょう。

地域福祉権利擁護事業

認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用に関する相談・助言、必要な手続きや利用料の支払いに関する便宜供与など、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うサービスです。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない人が、契約等の法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度です。

(3) 専門機関との連携

地域で自立した生活を送るためには、福祉サービスだけでは解決されない事例も少なからずあることから、保健や医療などのサービスも含めた総合的対応が求められ、サービスを調整する仕組みが必要です。

介護保険制度にあっては、要介護及び要支援の高齢者に対して介護支援専門員（ケアマネジャー）が保健・医療・福祉の各種サービスを連携・調整するケアマネジメントが実施されています。

また、平成18年度から市福祉事務所に設置された地域包括支援センターにおいては、介護予防ケアマネジメントや総合相談、支援をはじめ、権利擁護、虐待早期発見・防止等の総合的支援が行われています。既に各地域に設置されている在宅介護支援センターの利用促進と共に、高齢者の在宅介護に対する相談支援体制の確保に努めます。

障害者にとっては、平成18年4月からは障害者自立支援法により身体・知的及び精神の全障害者の福祉サービス水準を統一し、障害の種類に係わりなく、できるだけ身近な所で福祉サービスを利用できるようになりました。日常生活での多様なニーズに適切に対応できるよう、保健・医療・福祉連携によるケアマネジメントの仕組みづくりが必要です。



児童にあっても、児童虐待の増加や児童や子育てに関わる問題が複雑化しており、関係機関の連携が重要です。

配偶者等からの暴力では、これまで家庭内で潜在化してきたことや児童虐待などとも相互に絡み合って複雑で微妙な問題となるため関係機関の連携が重要です。

〔行政の取り組み〕

専門的機関や専門職などの連携とともに、地域住民の福祉活動との連携を図り、総合的な支援体制を推進します。

〔地域の取り組み〕

地域福祉の推進のため、地域の関係者の協働は欠かせません。関係団体や関係者が幅広く連携し、各種福祉活動を推進しましょう。

(4) 各種福祉施策の推進

地域での高齢者支援

高齢期を迎えると体力や記憶力の低下を招くとともに行動範囲が狭まり、社会との関係も薄れていく傾向があり、いわゆる「閉じこもり状態」に陥る可能性があります。

こうした状態から最悪の事態にならないよう、一人暮らしや高齢者のみ世帯に限らず、一般家庭においても介護放棄や高齢者虐待等の事例が見受けられることから、認知症高齢者等を含め、地域の人による「見守り」や「声かけ」など支え合いの行動が必要です。

〔行政の取り組み〕

在宅生活支援サービスの利用を促進します。

高齢者を支える仕組みづくりを検討し支援します。

高齢者の健康づくりや活発な社会参加を通して「閉じこもり」や「認知症」などを防ぎます。

地域の高齢者を詐欺犯罪から守るため、分かり易い方法で手口を紹介するなどの啓発活動を推進します。

〔地域の取り組み〕

独居高齢者等の安否確認や地域の福祉活動が円滑に取り組めるよう、町内会などでその体制づくりを話し合ひましょう。

地域内に存在する事業所等により高齢者の見守りや生活支え合い等、協力できることに取り組みましょう。

独居及び高齢者のみ世帯の高齢者が犯罪被害に遭わないよう、防犯、安全対策を地域ぐるみで取り組みましょう。

地域での障害者支援

平成18年4月1日から障害者自立支援法により3障害の福祉サービス提供体制が一元化されました。

身体障害者会では、会員の高齢化傾向があり、知的障害者の保護者による手をつなぐ育成会では子供の将来を考え、親がいなくなっても自立した生活が送れるように、地域の協力支援を得ながら共に生活していける道を目指しています。精神障害者にあっては、まだまだ社会での理解が低く、偏見を持たれたり、差別をうけることも少なくないことから、社会全体での正しい理解が求められています。

障害のある人が地域で安心して自立した生活を送るには、経済的基盤や住宅サービスの充実はもとより、障害者自身をはじめ地域住民や社会全体が「地域福祉」の必要性を理解し、ノーマライゼーションの理念を持ち続けると共に、就労支援対策及び作業訓練等、社会参加の促進が必要です。

〔行政の取り組み〕

町内会や地区社協などの地域組織や関係機関が一体となって障害者を支える仕組みづくりを検討し、関係団体等での事業展開を支援します。

障害者に関する福祉サービス等の施策を推進します。

障害者団体の育成強化を図ります。

一般就労の場を確保するためハローワークなどの関係機関との連携により、積極的な雇用促進を図ります。

市にあっては、職員の障害者法定雇用率の維持・向上に努めます。

授産施設や小規模作業所の施設整備と就労支援に努めます。

〔地域の取り組み〕

障害者の一般就労のため、事業所による積極的な雇用促進を図りましょう。

障害者に対する理解を深め、地域での障害者支援に努めましょう。

事業所は、障害者の法定雇用率を守ると共に、積極的に雇用促進を図りましょう。

地域での子育て支援・保育

家族構成の変化や近隣との関係が希薄になってきたことなどにより、子育て不安や育児ストレスを抱え込んで孤立してしまうなどの状況が見受けられます。このため、地域住民との普段の付き合いを通じて、いざという時に気軽に頼める子育てや相談のできる人間関係を築いていくことも大切ですが、一方、地域ぐるみで子育てを応援していく仕組みをつくることも必要です。

また、子育て中の親が集まって自主的に運営している育児サークルがありますが、こうした活動の輪が広がっていくことが期待されています。

〔行政の取り組み〕

子育て支援センターや児童館、放課後児童クラブ等の事業を促進すると共に、子育てサークルなどの自主的活動を支援し、活動の紹介に努めます。

保育園等の特別保育事業を促進し、多様な保育ニーズに対応します。

幼児の健康診査事業や育児相談事業の紹介に努めます。

関係機関との連携により、防犯及び安全対策について事業展開を図ります。

障害児への療育相談及び支援体制の充実に努めます。

〔地域の取り組み〕

子育て支援施設の有効利用と子育てサークル等に自主的に参加しましょう。

防犯、安全対策事業を地域ぐるみで取り組みましょう。

地域でのその他の支援

母子家庭への支援策としては、児童扶養手当の支給や医療費助成事業等、経済支援施策に加え、生活相談受入れ体制の充実を更に図る必要があります。

生活保護をはじめ、要援護者に対する地域支援としては、民生委員児童委員による相談受入れと必要な援助指導により安定した生活の確保に努めます。

〔行政の取り組み〕

母子家庭への子育て支援や生活支援、就労支援等を総合的に推進します。

生活保護世帯に対しては、就労促進と生活相談に応じます。

女性相談室の受け入れ体制の充実に努めます。

〔地域の取り組み〕

臨時やパートタイマーで就業する母子家庭の母親の雇用に対しては、適正な労働条件の確保や働きやすい就業形態への改善に努めましょう。

要援護者に対する地域での支え合いや生活支援に進んで協力しましょう。

〔企業・事業所への期待〕

企業・事業所にあっては、地域社会の中で住民の理解と協力の上に成り立っています。地域のいろいろな要望に対して、行政や地域での取り組みに加え、企業・事業所からも率先して参画していただく事例が多くなっています。

社会貢献の理念を尊重し、企業・事業所の人材や技術力を地域に大いに提供しましょう。

2. 充実した生活を送ることができる地域づくり

(1) 生活環境の整備

全ての人が地域において、それぞれの能力を活かしながら生きがいを持って様々な社会活動に参加できる環境を整えることが求められています。また、多くの人が利用する公共的な施設や公共交通機関などについて高齢者も障害者も使いやすく快適な環境であることが必要です。

糸魚川市では、障害者や高齢者等が地域で自立した生活と社会参加ができる環境を整備するため、平成12年3月に旧市町で同時に「福祉のまちづくり推進計画(21年度までの10ヵ年計画)」を策定し、取り組んでいます。

〔行政の取り組み〕

公共建築物をはじめ、民間の建築物等や公共交通機関についても事業者の理解と協力を得ながら、障害者や高齢者等に配慮したバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

高齢者や障害者が地域で自立できるよう、住宅改修費用の補助制度の周知を図ると共に、改修に関する相談体制の整備を図ります。

高齢者や障害者に対し、生きがいある充実した生活が送れるように社会参加促進事業等、各種事業を実施します。

障害者に対する就労機会の拡大を支援します。

障害者自立生活のためのグループホーム拡充を支援します。

〔地域の取り組み〕

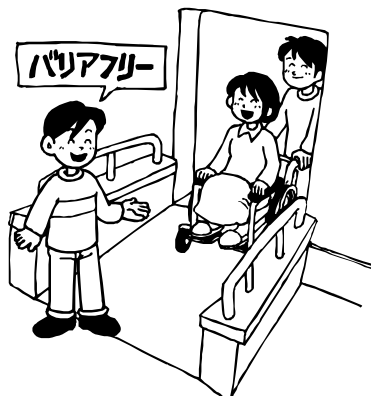
全ての人が安心して生活できる環境づくりに地域ぐるみで取り組みましょう。
要援護高齢者や障害者の自立生活を地域で支援しましょう。

バリアフリー

誰もが地域の中で安心・快適に暮らせるように社会基盤や施設、制度上の障壁などを取り除くこと。

ユニバーサルデザイン

障害を持つ人・持たない人の区別なく、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計のこと。



(2) 福祉教育の推進

人と人のつながりを育てるためには、地域での様々な交流が必要です。子どもと高齢者の世代間の交流や地域にある福祉施設との交流など、日常の中で子どもや障害者や高齢者などが共に心ふれあう交流事業を推進します。



〔行政の取り組み〕

障害者をはじめ要援護者に関する「支え合いの市民教育」を推進します。
ボランティア活動等を通して交流機会の拡大・促進を図ります。
各種交流事業の実施にあたっては、男女が互いに協力しあいながら事業を進められるよう男女共同参画の視点にたった事業展開を図ります。

〔地域の取り組み〕

福祉への理解を深める講座や各種事業に地域住民をはじめ、地元企業・事業所ぐるみで積極的に参加しましょう。
市民総ぐるみで、思いやり、支え合い、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して開催される「市民のつどい福祉大会」等の事業に積極的に参加しましょう。

(3) ボランティア活動等への支援

ボランティアには、障害者の社会参加を支援するなどの目的を持った団体として活動するもの、特定の事業で広く参加を呼びかけるもの、地域の中にあって地域住民として参加する地域活動など、様々な形態があります。

〔行政の取り組み〕

ボランティアに関する必要な情報を提供します。
ボランティア講座やリーダー研修などにより、活動の支援を推進します。
ボランティア連絡協議会の育成支援を図ります。

〔地域の取り組み〕

地域でのささやかな支え合い活動。それが明るい社会、幸せな社会を創ります。
自分にできることを、まず一つずつ実行してみましょう。

《 資 料 》

糸魚川市地域福祉計画策定委員会

委員名簿 (H18.8.1 ~ H19.3.31 予定)

項 目	所属団体・関係機関		委員氏名	住 所 事業所
学識経験者	1	糸魚川市民生委員児童委員連絡協議会会長	橋 立 芳 二	横 町
	2	子育て相談員	磯 野 裕 子	須 沢
社会福祉団体	3	(福)糸魚川市社会福祉協議会事務局長	久 保 田 一 男	寺 町
	4	糸魚川市ボランティア連絡協議会副会長	五十嵐須磨子	能 生
	5	糸魚川市身体障害者会会長	磯 貝 重 雄	能 生
保健関係者	6	糸魚川地域振興局地域保健課長	池 田 文 子	南押上
福祉関係事業所	7	メリアホームみずほ園長	岡 崎 忠 雄	水 保
	8	クレイドルやけやま・エポールはやかわ施設長	松 田 正 孝	梶屋敷
	9	障害者地域生活支援センターこまくさ施設長	田 辺 信	南寺町
	10	介護センターにじ施設長	山本のり子	押 上
地域住民代表	11	糸魚川地域連合区長会会長	山 一 雄	寺 島
	12	能生地域区長連絡協議会会長	小 竹 一 朗	能 生
	13	青海地域地区公民館連絡協議会会長	比 後 勝 美	青 海
	14	糸魚川地区老人クラブ連合会会長	渡 辺 清 一	清水山
公募市民	15		石 田 昭 三	横 町
	16		比 護 賢 太 郎	東 塚

委員長 副委員長

計画策定委員会

- 第1回 平成18年8月30日(水) 13:30~16:00 市役所
- 第2回 平成18年11月7日(火) 13:30~16:00 市役所
- 第3回 平成18年12月1日(金) 13:30~15:30 市役所
- 第4回 平成19年2月23日(金) 13:30~15:00 市役所

パブリックコメント

平成18年12月26日(火)~平成19年1月31日(水)